

# (仮称) 豊田市博物館展示・収蔵環境等設計委託 設計者選定プロポーザル実施要領

## 1 事業の目的

本事業は、豊田市の歴史・文化・自然を将来にわたり保存・活用し、まちの魅力の共有と発信を図ることを目的とし、(仮称) 豊田市博物館を整備するためのものである。

施設整備にあたっては、(仮称) 豊田市博物館の計画予定地について歴史継承拠点として位置付けた「豊田市文化ゾーンにおける文化創造拠点及び歴史継承拠点の整備方針」(平成28年)における「緑に包まれた歴史・文化芸術の杜」というゾーンコンセプトの考え方と、「(仮称) 豊田市博物館基本計画」(平成31年)で位置付けられた「「とよた」を受けつぎ、未来の「とよた」をつくる“WE LOVE とよたの拠点”」「みんなでつくり続ける博物館」という理念の実現を目指す。

特に留意しているポイントは、市民の目線で理解・共感できるものとする、整備予定地や周辺の歴史性に配慮すること、隣接する既存施設(豊田市美術館・豊田市民文化会館)と連携を行い、文化ゾーンが独創的かつ魅力的な空間となることに資するという3点である。

さらに、人と人、豊田市駅周辺と文化ゾーン、中心市街地と市内各地域をつなぎ、回遊と交流を促進する施設となることも重視している。

本プロポーザルは、こうした視点を重視した上で、豊田市の歴史、文化、自然を知り、豊田市に住むことに魅力と誇りを持てる場となるための、展示・収蔵環境等について設計する事業者を選定するものである。

※建築・外構等の設計については、本委託とは別途発注

※参考図書：『豊田市文化ゾーンにおける文化創造拠点及び歴史継承拠点の整備方針』(平成28年)  
『豊田市新博物館基本構想』(平成29年)  
『(仮称) 豊田市博物館基本計画』(平成31年)  
『豊田市歴史文化基本構想』(平成30年)

※上記参考図書については、いずれも本市ホームページ上で閲覧可能

## 2 事業の概要

### (1) 施設内容

ア 建物用途：博物館

A 必要機能 収集・保存、調査・研究、展示・公開、出会い・交流、学習支援・創造、ネットワーク機能を有するものとする。

B 必要諸室 (各部門のうち、諸室名のあるものが設計対象)

出会い・交流部門：500～1,000㎡程度

(仮称) えんにち空間、とよた発見屋台、未来への記憶、明日のとよた、情報発信コーナー、キッズコーナー

- 展示・公開部門：1, 500～2, 000㎡程度  
 常設展示室、コレクション展示室、特別・企画展示室、展示準備室 ※その他、屋外展示
- 学習・創造部門：500～800㎡程度
- 収集・保存部門：1, 800㎡程度  
 トラックヤード、搬入口、荷解室、資料受入作業室、収蔵庫前室、収蔵庫、一時保管庫、倉庫・保管庫
- 調査・研究部門：250～300㎡程度
- 管理・運営部門：400～500㎡程度
- 共用部：1, 500～2, 000㎡程度

イ 施設の基本計画

『(仮称) 豊田市博物館基本計画』(平成31年)

(2) 施設構成

- ア 建物規模 延床面積7, 000～7, 500㎡程度
- イ 目標駐車場台数 150台(うち大型車 5台)

(3) 位置・敷地面積

豊田市 小坂本町 地内 35, 948. 19㎡

(4) 条件

- ア 建設予定地は旧豊田東高等学校跡地の区域とする。
- イ 事業予定スケジュールは以下のとおりである。

平成31年(2019年)7月～平成33年(2021年)3月

基本設計・実施設計

平成33年(2021年)7月～平成35年(2023年)12月

建設工事及び展示・収蔵環境等製作・設営

※施設の供用開始は、平成36年(2024年)1月末とする。

(5) 展示・収蔵環境等製作費限度額

2, 000, 000, 000円(税抜)

### 3 契約の概要

- (1) 業務名 (仮称) 豊田市博物館展示・収蔵環境等設計委託
- (2) 業務内容
- ・展示・収蔵環境等の設計
  - ・「(仮称) 豊田市博物館新築工事設計委託」受注者との調整
  - ・市民周知のためのイベント開催、イベント出展
  - ・市民アンケート、団体ヒアリングの実施
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から平成33年(2021年)3月18日(金)まで
- (4) その他 (仮称) 豊田市博物館の建築・外構については、別途プロポーザルにより、業者を選定する。

#### 4 提案限度額（設計費）

78,980,000円（税抜）

#### 5 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 公告日において、平成30・31年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

イ 平成15年4月以降に、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。以下「官公庁等」という。）発注の業務で、元請として博物館における展示環境設計及び収蔵環境設計の履行実績（リニューアルを含む。）を有する者であること。

※ここでの博物館とは、歴史、民俗、自然、産業等の展示・収蔵環境を有する施設のうち、官公庁等が設置したものとし、博物館法（昭和26年法律第285号）における登録博物館であるとともに、公開承認施設（重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程（平成8年文化庁告示第9号）における公開承認施設をいう。）としての認定を受けた又は受ける見込みである施設とする（水族館、動植物園及び美術館を除く。）。

#### 6 選考日程

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 3月25日（月） | 業者選定審査会による方式の決定          |
| 3月26日（火） | 事業実施の公告、公表、公募の開始         |
| 4月16日（火） | 参加表明書の受付期限・質問の受付期限       |
| 4月17日（水） | 参加資格確認通知書の送付             |
| 4月24日（水） | 質問の回答期限                  |
| 5月10日（金） | ヒアリングの書類の提出期限            |
| 5月24日（金） | ヒアリングの実施（各社25分）及び選考委員会開催 |

- 6月17日（月） 業者選定審査会による業者の決定  
 6月18日（火） 選考結果の通知  
 6月26日（水） 見積徴収及び契約締結

## 7 選考委員

委員長	南山大学	教授	黒澤 浩
副委員長	三重県総合博物館	館長	大野 照文
委員	美濃加茂市民ミュージアム	館長	可児 光生
	トヨタ博物館	館長	布垣 直昭
	豊田市文化財保護審議会	会長	田中 祥雄
	豊田市美術館	館長	村田 眞宏
	教育行政部文化財課	課長	森 泰通

## 8 参加者の手続等

### (1) 参加表明

#### ①提出書類

参加表明書（様式1）

※ 公告日において、平成30・31年度の豊田市競争入札参加資格を有しない者については、以下の書類を必ず提出のこと。提出されない場合は失格とする。書類は公告日においては発行日より3か月以内のものとする。（鮮明であれば写し可。）

ア 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

※登記していない場合にあつては、代表者の身元証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）及び代表者の登記されていないことの証明書（後見・補佐・補助を受けていないことの照明）を提出。

イ 納税証明書（国税）（未納の税額がないことの証明）

ウ 納税証明書（愛知県税）（未納の税額がないことの証明）

エ 納税証明書（豊田市税）（未納の税額がないことの証明）

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」（様式2）を提出すること。

②提出部数：1部

③提出期限：平成31年4月16日（火）午後3時

④提出方法：郵送（提出期限必着）又は持参で提出すること。

ア 郵送の場合

封筒等の表面に「(仮称) 豊田市博物館展示・収蔵環境等設計委託プロポーザル提出書類在中」と明記すること。

イ 持参の場合

提出期間内の午前9時から午後5時まで（4月16日（火）については、午後3時まで）に、⑤提出先に提出すること。

⑤提出先：プロポーザル事務局

⑥その他：ア 5 参加資格要件（6）が確認できる書類（契約書・許可証などの写し）を添付すること

イ 参加資格確認結果は、参加資格確認後、参加表明書提出者へ通知する。

## （2）質疑

①受付期限：平成31年4月16日（火）午後3時

②質問方法：プロポーザル事務局宛てにメールにて質疑書（様式任意）を送付。  
質疑書には、会社名、担当者名及び連絡先を記入するものとし、メールの件名は「（仮称）豊田市博物館展示・収蔵環境等設計委託プロポーザル（質疑）」とすること。

③回答：4月24日（水）までに本市ホームページにおいて掲載。  
なお、回答については、（1）に基づく参加表明書提出者の質疑に対してのみ回答する。

URL： <http://www.city.toyota.aichi.jp>

## （3）ヒアリング

①日時：平成31年（2019年）5月24日（金）  
午前10時から午後1時までの指定する25分間

②場所：豊田市役所本庁舎 ※詳細は別途通知

③実施方法：ア 提出された提案書等に基づき1者25分（発表15分＋質疑応答10分）のヒアリングを行う。ヒアリングの内容を踏まえて選考委員が採点表に従い採点する。

イ 説明に際しては、提出図書のみを使用することとし、図書の変更、追加資料等は受理しない。また、パワーポイントは使用可能とするが提案書に記載のない情報及び画像の使用は、一切認めない。  
なお、希望者には、パソコン、プロジェクター、スクリーンを事務局が準備する。

ウ ヒアリングには、本設計委託に配置予定の技術者は必ず出席するものとし、参加できる人数は5名までとする。

エ ヒアリングに出席しない場合や、指定した時間に不在の場合は、原則辞退があったものとみなす。

オ 説明については、本設計委託に配置予定の技術者が行うものとする。

## ④提出書類

A 会社概要及び業務実績（A4判2頁以内）

- ・会社概要について記載する。
- ・業務実績は、平成15年4月以降に実施した業務の内容を記載する。

B 本設計委託に配置予定の技術者の経歴等

（配置予定者1名につきA4判1頁、計5頁以内）

- ・配置予定者の実績及び経歴等を記載する。

- ・配置予定者の資格について、保有資格者証の写しを添付する。
  - ・業務実績は、平成15年4月以降に実施した業務を対象とする。
- C 業務実施方針及び体制（A4判4頁以内）
- ・総合博物館を企画し、設計、施工するにあたっての考え方や業務の進め方を記載する。
  - ・本設計委託に配置予定の管理技術者（総括責任者）、及び主任技術者を含む主たる担当技術者を記載する。また、本設計を実施していく体制についての考え方を記載する。
- D 見積書（A4判2頁以内）
- E 工程計画（A3判1頁以内）
- F 企画提案書（各事項につきA3判2頁、計8頁以内）
- 以下の4つの事項について、本業務への企画提案を記載すること。

	提案事項	備考
1	豊田市の歴史・文化・産業・自然と人々の暮らしを紹介する展示において、豊田市らしいストーリー性を打ち出す手法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の特性への理解</li> <li>・基本計画を踏まえた上で、人と自然の関わりを意識し、かつ、可変性に富む展示内容</li> <li>・地域資料館・個別資料館との連携</li> </ul>
2	市民が活発に活動する開かれた博物館となることに資する展示について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験や最新技術などの活用による、多様な来館者が参加できる仕組み</li> <li>・市民等とつくりあげる展示の手法</li> <li>・「未来への記憶」等において収集した記憶の適切な管理や活用などの具体的イメージ</li> <li>・世代間交流の視点、福祉的視点への配慮</li> </ul>
3	博物館 IPM をはじめとする博物館としての環境整備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現可能な環境整備</li> <li>・資料保存と活用の両立を意識した、展示及び収蔵環境整備</li> </ul>
4	維持管理費などに配慮した持続的な博物館について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的視点での維持管理費の抑制</li> <li>・環境負荷低減への配慮</li> </ul>

⑤提出部数：正本1部、副本15部

⑥提出期限：平成31年（2019年）5月10日（金） 午後3時

⑦提出方法：郵送（提出期限必着）又は持参で提出すること。

ア 郵送の場合

封筒等の表面に「(仮称) 豊田市博物館展示・収蔵環境等設計委託プロポーザル提出書類在中」と明記すること。

イ 持参の場合

提出期間内の午前9時から午後5時まで（5月10日（金）については、午後3時まで）に提出すること。

⑧提出先：プロポーザル事務局

(4) プロポーザル事務局（提出・問合せ等）

豊田市教育委員会教育行政部文化財課（豊田市郷土資料館）

担当：施設担当 山田・高橋

住所：〒471-0079 愛知県豊田市陣中町1-21-2

電話：(0565) 32-6561

FAX：(0565) 34-0095

メール：[bunkazai@city.toyota.aichi.jp](mailto:bunkazai@city.toyota.aichi.jp)

## 9 評価基準

(1) 下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等

(ア) 企業の業務実績（10点）

(イ) 業務担当者等の能力（20点）

イ 業務実施計画等

(ア) 業務実施方針（5点）

(イ) 工程計画（5点）

ウ 技術提案

(ア) 豊田市の歴史・文化・産業・自然と人々の暮らしを紹介する展示において、豊田市らしいストーリー性を打ち出す手法について（15点）

(イ) 市民が活発に活動する開かれた博物館となることに資する展示について（20点）

(ウ) 博物館 IPM をはじめとする博物館としての環境整備について（10点）

(エ) 維持管理費などに配慮した持続的な博物館について（10点）

エ 取組意欲（5点）

(2) 最高得点者が複数あった場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

(4) 選考結果については、参加者全員に通知するとともに本市のホームページにおいて公表する。

## 10 著作権、意匠及び提出書類の取扱い

(1) 著作権等

① 提出図書に係る著作権は、第三者に帰属されるものを除き、提出者に帰属するものとする。

② 契約締結先の提出図書に係る著作権は、豊田市に帰属するものとする。

③ 提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責めは、使

用した提出者に全て帰属するものとする。

- ④審査における提出物の著作権に関する第三者との紛争において、市が損害賠償等の責任を負った場合には、当該損害賠償等で支払った額に相当する額を当該提案者は市に対し賠償することとする。

(2) 提出図書の使用及び取扱い

- ①市は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業及び本業務において市が必要と認めるときに、提出図書を無償で提案者に承諾なく使用し又は第三者に使用を許可することができる。
- ②市は、提出図書の公表や審査等の必要な範囲において、複製を作成することができる。
- ③市は、設計者選定後、選定された設計者の提出図書に拘束を受けないものとする。

## 1 1 その他

- (1) 本プロポーザルにより特定された業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により「(仮称) 豊田市博物館展示・収蔵環境等設計委託」に関して随意契約を締結する。
- (2) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
- ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
  - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
  - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
  - エ 市が示した条件に違反した提案
  - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 同一の参加者が複数の提出図書を提出することはできない。
- (5) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(本市から指示があった場合を除く。)。また、提出図書に記載した配置予定者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更できない。なお、極めて特別な場合で各担当者を変更する場合は、変更前の担当者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、市の承認を要する。
- (6) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例(平成10年条例第34号)の規定に基づき、提出書類を公開することがある。